

# 保険の実務

## 地震保険に関する法律

### 一

昭和四一年六月一日から、「地震保険に関する法律」に基づき、住宅総合保険または店舗総合保険等に付帯して引き受けられる普遍的な地震保険が実施されている。

地震国といわれるわが国において、住宅・家財の地震による損害を保険で埋め合わせる制度をつくることは、一つの大きな課題であった。しかし、地震についてその頻度、損害度等を統計的につかむことはきわめてむずかしく、しかもその損害が時に異常な巨額に上ることがあるので、それまでこの課題を解決することができなかった。

明治元年（一八六八年）から昭和三九年（一九六四年）までの九七年間に建物破壊を起こした地震が、わが国に七二回起きている。損害保険料率算定会の行った推計によれば、これら七二回の地震が昭和三九年に再来したとして、普通物件（住宅・店舗・事務所等の建物およびその収容動産）について地震保険がついていたとした場合の支払保険金の額は、昭和三十九年度の時価および火災保険契約

の普及状況を基準とすると、総額で二兆四一〇〇億円となり、またその内訳はおおよそつぎのようになる。

- 一九〇〇億円 明治三四年
- （一八九一）濃尾地震
- 一兆九五〇〇億円 大正一二年
- （一九三三）関東地震
- 三〇〇〇億円 昭和二年
- （一九二七）丹後地震
- 一〇〇〇億円 昭和五年
- （一九三〇）北伊豆地震
- 五〇〇〇億円 昭和一九年
- （一九四四）東南海地震
- 二〇〇〇億円 昭和二〇年
- （一九四五）三河地震
- 一〇〇〇億円 昭和二二年
- （一九四六）南海地震
- 五〇〇〇億円 昭和二二年
- （一九四七）福井地震
- 一〇〇〇億円未満 六四回

この数字から、地震損害が巨大であること、年間平均損害額と予想最大損害額との間の格差がきわめて大きいこと、保険料率の算定がきわめて困難であること等を指摘することができる。

### 二

昭和三九年六月一日に新潟地震が発生し、衆議院大蔵委員会は、六月一九日、「わが国のような地震国において、地震

にともなう火災損害について保険金の支払いができないのは保険制度上の問題である。……速やかに地震保険等の制度の確立を根本的に検討し、天災国ともいべきわが国の損害保険制度の一層の整備充実をはかるべきである。」との決議を行なった。大蔵大臣は、七月三日、保険審議会に「わが国が世界有数の地震国であるにもかかわらず、現在損害保険制度上その危険がほとんど担保されていない現状であるのは問題である。この際制度の再検討を行ない、不時の地震災害に際して国民の生活安定に資する制度をすみやかに確立する必要があると考えられるが、その具体的方策如何」を諮問した。

保険審議会は、十数回にわたり審議を重ね、昭和四〇年四月二三日、具体案的に示すと、(一)国が超過損害額再保険を行なうこと、(二)各契約ごとの保険金額に限度を設けるとともに、支払保険金の総額にも限度を設けること、(三)総合保険に自動付帯とすること、(四)料率はできるだけ低廉なものとするともに、地域等による開差をあまり大きくしないこととするというものであった。これで地震保険の青写真がすっかり上げられたといえる。

そして、昭和四一年五月一八日に、地

震保険制度に関する実体法ともいべき「地震保険に関する法律」(法律七三号)と特別会計の新設を規定する「地震再保険特別会計法」(法律七四号)とが公布され、昭和四一年六月一日から地震保険制度が実施される運びになった。

### 三

河角広東京大学名誉教授の調査によると、八一八年から現在まで、六九年ブラズ・マイナス一三年の周期で関東南部地域に大地震が発生している、ということである。八一八年を第一回として六九年ごとに区切ると、最初のをに入れて、現在までの区切りは一七回ある。一七回めは一九二二年(大正一一年)である。もう数年たつと、一八回めの危険期にはいることになる。

また、地震予知連絡会(会長・萩原尊礼東京大学名誉教授)は、「マグニチュード七程度に相当する地震エネルギーが相模湾一帯の地下に蓄積されている」と、無気味な警告を出したということである。

このようないきさつもあり、地震保険に対する世人の関心が高まっているようである。

### 四

地震保険に関する法律に基づく地震保

險のしくみは、つぎのとおりである。  
(一) 保険の目的は、居住の用に供する建物または生活用動産に限る。

(二) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による全損（経済的に全損と認められるものを含む）のみをてん補する。

(三) 住宅総合保険または店舗総合保険ならびに住宅総合保険を月掛にした月掛住宅総合保険・月掛住宅保険および店舗総合保険を月掛にした月掛店舗総合保険・月掛商工保険に自動付帯して締結される。

(四) 地震保険金額は、主契約の保険金額の三〇%相当額とする。ただし、建物については九〇万円、動産については六〇万円を限度とする。

(五) 元受会社は、地震保険に関する法律に基づいて日本国内において引き受けた地震保険責任の全額を日本地震再保険株式会社に再保険する。

日本地震再保険株式会社は、元受会社から引き受けた地震保険責任の再保険責任について、政府との間に、地震保険超過損害額再保険契約を締結している。その内容を見ると、一回の地震等による日本地震再保険株式会社の総支払額が一〇〇億円をこえる場合には、一〇〇億円をこえ五〇〇億円以下の部分については一〇〇分の五〇、五〇〇億円をこえる部分については一〇〇分の一〇〇の割合で日

本地震再保険株式会社に再保険金を支払うことになっている。ただし、一回の地震等による政府の再保険金の支払は、二七〇〇億円を限度とする。

日本地震再保険株式会社は、地震再保険責任のうち政府に再保険を出した後の部分について、正味支払額年間一五〇億円の責任額まで、元受会社および東亜火災海上再保険株式会社に、あらかじめ定めた一定割合によって、再々保険する。

(六) 一回の地震等による支払保険金の総額が三〇〇〇億円をこえるものが発生した場合には、個々の契約に基づく保険金は所定の算式によって削減される。たとえば、支払うべき保険金の総額が五〇〇〇億円となったときは、本来、保険金九〇万円を受け取れるはずであった被保者は、 $900000 \times \frac{5000}{5000+54500}$  の保険金の支払しか受けられない。つまり三六万円の削減を受けることになる。

五

地震保険の元受保険料率は、いわゆる算定会料率となっている。大蔵大臣は、昭和四一年六月一日付で、損害保険料率算定会理事長に対して、料率の認可をしている。

保険料率は、建物の構造を非木造と木造の二つに区分し、全国を三つの等地に区分して、保険期間一年、地震保険金額一〇〇〇円につき、つぎのとおりとしている。動産の料率は、これを収容する建

物の料率と同じである。

建物の構造 一等地 二等地 三等地  
非木造 〇・六円 一・壹円 二・三円  
木造 三・一〇 三・六 五・〇〇  
等地の地域別

一等地……北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、山梨、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各道県

二等地……埼玉、千葉、東京（三等地を除く）、神奈川（三等地を除く）、長野、福井、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各都府県  
三等地……東京都のうち、墨田、江東、荒川の三区、神奈川県のうち、横浜市、鶴見、中、西の三区および川崎市の東海道線以東の地区

六

地震保険の保険料率の算出は、明応七年（一四九八年）から昭和三九年（一九六四年）までの四六七年間の経験を基礎にして行なっている。明応七年に東海道に大地震が起き、この地震により浜名湖が外海につながった。理科年表に掲げているところによると、明応七年から四六七年間に破壊的地震等が三二〇回発生している。これらの地震等が昭和四一年度に再来したとして地震保険の保険の目的

が被るであろう推定損害額を出す。この推定損害額を四六七で割って一ヵ年平均損害額を出す。これを推定地震保険金額で割って全国平均保険料率を算出しているのである。

七

地震国といわれるわが国のなかでも、地震の多発地域とそうでない地域とがある。また狭い地域内でも、地盤の良い所と悪い所とがある。地震保険をつけるつけないを各人の任意にまかせておけば、どうしても、地震危険の高い地域の人々ばかりが保険をつけようとする傾向が強くなる。いわゆる逆選択である。これがひどくなると、保険として成り立たなくなってしまう。

また、大きい地震があったりして国民の地震に対する関心が高まっているときには、一時的にわれもわれもと地震保険をつけるが、しばらく大地震がないと、地震に対する関心が薄らいで地震保険をつける人が減ってしまう。

こんなわけで、地域的のみでなく、時間的な逆選択の起きる可能性も強い。こうした逆選択の起きるのを防止するため、上述のように、地震保険契約は特定の損害保険契約に自動付帯して締結されることになっているのである。

(粟谷啓三＝東京海上火災保険特設査役)